

令和元年 10月15日

南相馬市農業委員会  
10月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年10月15日(火)午後1時30分開会  
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	欠
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一  
鹿島区 秩父 俊雄  
原町区 本間 健一

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光                      次長 高橋徳比克                      主査 山本 将之  
主事 平田 幸子                      主事 米本 一樹                      農政課副主査 濱中 千紘

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 4 7 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 4 8 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 4 9 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 7 報告第 5 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 5 1 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 議案第 119 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 0 議案第 120 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 1 議案第 121 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 1 2 議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 3 議案第 123 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 4 議案第 124 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 5 議案第 125 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 6 議案第 126 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 7 議案第 127 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 1 8 議案第 128 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 9 議案第 129 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 2 0 議案第 130 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)
- 日程第 2 1 議案第 131 号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長            それでは、ただいまより令和元年10月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、14番二谷純市委員、17番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長            日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号10番今野由喜委員、11番佐藤洋委員、12番遠藤秀明委員を指名いたします。

議 長            次に、日程第2、諸般の報告を行います。9月定例総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長            次に、日程第3、報告第46号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第12号について事務局からの報告を求めます。

事務局           報告第46号、専決第12号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長            ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長            次に、専決第13号について事務局からの報告を求めます。

事務局           報告第46号、専決第13号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。農地法第3条、所有権移転の許可内容の変更について令和元年8月19日の定例総会において許可されたもので、交換による所有権移転から、売買による所有権移転への変更がございましたので専決いたしました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第47号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の16番委員から報告を求めます。

16番委員 　　報告第47号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページであります。内容としては、去る9月30日午前10時30より、南相馬市役所東庁舎2階第3会議室において、受け手人2名、福島県農業振興公社より担当者2名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容についてであります。案件 について、福島県農業振興公社から10a当たり46万で価格が提示され、受け手側とこの金額で合意し、売買代金は162万380円となりました。案件 については、福島県農業振興公社側から高字町田地区内について10a当たり15万円、高字花木内地区分については、10a当たり35万で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は347万5,554円となりました。この件は議案第119号議案書49ページの農地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第48号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の16番委員から報告を求めます。

16番委員 　　報告第48号についてご説明いたします。議案書の8ページになります。内容としては、9月30日午前11時15分より南相馬市役所東庁舎2階第3会議室において、受け手人、福島県農業振興公社より担当者2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてであります。福島県農業振

興公社から10a当たり35万で価格が提示され、受け手側にもこの金額で合意し、売買代金は277万1,590円となりました。この件は、議案第119号議案書19ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第6、報告第49号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員会委員長の15番半谷眞知子委員から報告を求めます。

半谷委員長 報告第49号、総務企画専門委員会の開催報告について報告いたします。10ページをお開きください。

1. 開催日時、令和元年9月27日金曜日午前10時20分から正午まで
2. 場所、南相馬市労働福祉会館二階会議室。
3. 出席者は記載のとおりです。
4. 協議概要に関しましては、時間の都合上、前置きは割愛いたしますので、確認・お目通しをお願いいたします。

(1) 農政課及び農林整備課との意見交換会について

農政課及び農林整備課との意見交換会を10月中に開催する。

開催日時は令和元年10月29日火曜日午後2時から午後4時で調整する。

場所は南相馬市労働福祉会館二階会議室で行う。

参加対象者は農業委員及び農地利用最適化推進委員です。

(2) 農地利用最適化推進委員との連携についてのお目通しをお願いいたします。

(3) についても同じでございます。

以上でございます。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。16番委員。

16番委員 10月29日の午後2時から午後4時まで調整するという内容等でございますが、今回の台風19号によりかなり甚大な被害を受けておりますし、この日については再度、議長あるいは事務局等において調整をお願いしたいと思います。

以上であります。

事務局　　今のご意見については、一昨日、台風の被害があったばかりなものですから、これから農政課等と連絡調整をしたうえで、10月29日に予定どおり開催可能であれば、開催いたし、どうしてもできない、あるいは延期ということになれば、皆様にお知らせするように考えております。以上です。

議　長　　16番委員よろしいでしょうか。

16番委員　はい。

議　長　　ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議　長　　次に、日程第7、報告第50号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第50号についてご説明いたします。議案書の12ページから13ページになります。今回7件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。以上です。

議　長　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議　長　　次に、日程第8、報告第51号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第51号についてご説明いたします。議案書の14ページから17ページ、整理番号1番から8番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、

整理番号1番については、昭和47年頃に亡き父が養蚕業を営む中、宅地内に養蚕用上蔭室を建築しました。その後、昭和60年代に養蚕から稲作中心に農業を切りかえたことにより、ライスセンター及び農業用資材置場として使用しています。今回、息子の住宅を新築するに当たり、土地調査を行ったところ農地に越境して使用していることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、稲作及び煙草農家として経営しており、昭和48年頃に煙草の農作業場及び乾燥場が必要となったことから、農地も含まれている筆界未定地に当該建物を建築し使用しています。今回、相続等を踏まえ筆界確定のための測量を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、昭和34年頃に亡き父が住宅への進入路及び植栽として整備しました。その後、平成29年頃に自宅敷地内に息子の住宅を新築した際に、住宅新築により不足した駐車場及び駐車場と農業用倉庫への進入路、併せて農作業広場を整備し使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、昭和40年頃に亡き父が入植当時に進入路を整備し、その後平成に入ってから進入路を拡幅しました。住宅敷地についても昭和の時代に敷地拡張したと思われませんが、父が平成26年に亡くなり詳細は不明です。敷地内にあるプレハブ住宅は平成26年に設置し、母屋に住む母の介護のため娘が居宅として使用しています。今回、甥夫婦が住む住宅を建築した際に土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号5番については、平成9年頃ごろに自宅への進入が困難だったことから通路幅確保のためアスファルト舗装をし使用しています。今回、消防屯所を建築するに当たり土地調査を行ったところ、農地に越境していることが判明したものです。続きまして、整理番号6番については、昭和56年から住宅拡張用地として使用していましたが、土地所有者の事情により所有権移転の手続きを行っていませんでした。その後、所有権移転の手続のため土地調査を行ったところ、国土調査により作成された地図に誤りがあり地図訂正を行わなければならないことが判明し、さらに手続が先延ばしになってしまいました。今回、将来のことを考え、地図訂正を含む一連の手続をとることにしたものです。続きまして、整理番号7番については、昭和61年に当該地に作業場を建築する目的で転用許可を受けました。一方で、大町3丁目の元自宅敷地が駅前前の区画整理事業区域内に入り、換地後道路が拡張され、作業場敷地として最適な土地になったため、元自宅敷地に作業場を建てました。その後、平成12年頃に当該地に許可の目的外の自宅を建築してしまったものです。続きまして、整理番号8番については、平成6年に当該地の隣接地である畑を資材置場として使用する目的で転用許可を受け目的どおりに履行しました。その後、業務規模拡充に伴い、平成21年に倉庫、平成25年には訓練用の鉄塔を建築し現在も使用しています。今般、会社用地の境界を調べることになり測量したところ、当該地に越境して倉庫、訓練用鉄塔が

建築されていることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第9、議案第119号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第119号についてご説明いたします。議案書の18ページから23ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 　　議案第119号について説明いたします。議案書の18ページから23ページになります。今回、所有権移転が3件、利用権設定が48件となっております。内容については記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第120号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第120号についてご説明いたします。議案書の24ページから26ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経

済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第120号について説明いたします。議案書の24ページから26ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通して、農地の貸借を行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次 に、日程第11、議案第121号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する議案がありますので、農業委員会法第31条の規定により、13番委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第121号についてご説明いたします。議案書の27ページから40ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第121号について説明いたします。議案書は27ページから40ページになります。農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、小高区泉沢地区営農改善組合より農用地利用規程の認定申請があったことから、認定について農業委員会のご意見を求めます。添付書類につきましては、議案書29ペー

ジから 33 ページが泉沢地区農用地利用規程となっております。概要としましては、農用地の効率的、総合的な利用を図るための基本方針、事業の実施区域、作付地の集団化、農作業の効率化、また、担い手への農用地の利用集積等を記載しております。詳細については記載のとおりとなっております。続きまして、議案書 34 ページから 36 ページにつきましては、泉沢地区営農改善組合の規約を掲載しております。内容については記載のとおりとなっております。続きまして、議案書 37 ページは、地区及び当該地区の農用地につき農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 4 号の権利を有する者の団体の加入状況を記載した書面となっております。続きまして、議案書 38 ページから 40 ページにつきましては、こちらの申請について総会、その他の議決機関に議決したことを証する書面となっております。泉沢地区営農改善組合につきましては、9 月 15 日に設立総会を開催しております。40 名中 21 名出席、11 名委任出席という形で成立ということになっております。また欠席された 8 名の方についても、同意書を取るという形で、ご意見を伺っております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。13 番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 　　再開をいたします。次に、日程第 12、議案第 122 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 122 号についてご説明いたします。議案書の 41 ページから 42 ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第13、議案第123号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局           議案第123号についてご説明いたします。議案書の43ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、この案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、議案第124号申請番号2番の事案について、私が議事参与に当たりますので、議長を岡田会長職務代理者と交代いたします。暫時休議します。

                  (休議：議長交代)

議 長            それでは再開いたします。日程第14、議案第124号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号2番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、議事参与の制限に該当する19番委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

                  (休議)

議 長            それでは再開いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局            議案第124号申請番号2番についてご説明いたします。議案書の44ページ、申請番号2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第51号整理番号1番の追認を得るための案件であり、この転用については、主にライスセンター敷地の一部と農業用資材置場に使用されております。以上です。

議 長            つきまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号2番につきまして、16番委員。

16番委員        議案第124号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。報告第51号整理番号2番の関連であります。現地案内図は3ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る10月10日午前10時頃より、申請人及び代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士の聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案通り決することといたします。19番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長            再開いたします。会長が戻られましたので議長を交代いたします。暫時休議いたします。

(休議：議長交代)

議 長            それでは再開いたします。議案第124号の残り全部を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局            議案第124号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の44ページ

から46ページ、申請番号1番及び申請番号3番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、農地改良としての一時転用であり、転用期間は許可日から2年間となっております。続きまして、申請番号3番については、報告第51号整理番号2番の追認を得るための案件であり、この転用については、主に農作業場兼乾燥場の一部に使用されております。続きまして、申請番号5番については、報告第51号整理番号3番の追認を得るための案件であり、議案第128号申請番号5番関連の案件で、この転用については、主に駐車場、進入路、農作業広場に使用されております。続きまして、申請番号6番については、報告第51号整理番号4番の追認を得るための案件であり、この転用については、主に進入路、駐車場に使用されております。続きまして、申請番号7番については、申請地は主に隠居住宅に使用される計画です。続きまして、申請番号8番については、報告第51号整理番号5番の追認を得るための案件であり、議案第129号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第124号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。所在から申請事由については記載のとおりであります。去る10月9日午前8時より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は1ページであります。当該地は三方山林そして一方は市道に囲まれております。調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 続きまして、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第124号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。報告第51号整理番号2番の関連であります。現地案内図は3ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る10月9日午前9時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願い申し上げます。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号4番について、11番委員。

11番委員 議案第124号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る10月10日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議長 続きまして、申請番号7番について、9番委員。

9番委員 議案第124号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る10月11日午前9時30分より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、一般基準、立地基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号8番について、8番委員。

8番委員 議案第124号申請番号8番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書記載のとおりで、現地案内図8ページになります。去る10月14日午前8時頃より、申請人及び南相馬市建築住宅課住宅支援係担当者の立ち会いのもとに調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 続きまして、申請番号6番について、12番委員。

12番委員 議案第124号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。報告第51号整理番号4番関連案件です。案内図は6ページです。去る10月10日午前10時頃より申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 続きまして、申請番号5番については現地調査委員の14番委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。

事務局 14番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第124号申請番号5番につきまして、所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は5ページです。この案件は報告第51号整理番号3番及び議案第128号申請番号5番関連の案件です。去る10月12日午前9時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上、14番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第125号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第125号についてご説明いたします。議案書の47ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第125号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。所在から申請事由については記載のとおりであります。去る10月9日10時頃より、申請人の代理の行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。現地案内図は9ページでありまして、であります。当該地は山林に囲まれております。代理人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長            次に、日程第16、議案第126号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第126号についてご説明いたします。議案書の48ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、公共工事、河川海岸改良工事の残土捨て場が決まらず、工期が延長されたことから、一時転用期間を延長するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について7番。

7番委員           議案第126号申請番号1番についてご説明いたします。10月11日午前11時に、被設定人立ち会いのもと、農地法の第5条の規定による許可後の事業計画の変更について、現地の調査したところでございます。ただいま事務局から説明がありましたように、申請当事者の住所、氏名、土地の表示、事業計画変更事由については記載された内容でございます。この中で、現地調査に当たって、一般基準及び事業の确实性を踏まえながら確認を行ったところでございますが、申請は妥当であるということで判断をしたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第17、議案第127号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第127号についてご説明いたします。議案書の49ページから51ページ、申請番号1番から3番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については報告第

5 1号整理番号7番関連であり、作業場を建築する目的で転用許可を受けました。一方で、原町区大町の自宅敷地が駅前区画整理事業の区画に入り、自宅を取り壊しました。換地後の土地に住宅を建てる予定だったが、当時畳製造が忙しく作業場として最適な立地であったので、申請地に建てる予定であった作業場を建ててしまいました。申請地に作業場を建てる必要がなくなったため、代わりに住宅を建築するため、事業計画を変更するものです。続きまして申請番号2番については、住宅、従業員のための作業員宿舎、駐車場を建築整備する目的で転用許可を受けており、住宅は完成していますが、仕事が減少したことに伴い、作業員の人員整理をしたため、宿舎が不要になりました。代わりに作業工具の保管庫を建てることで、残った作業員の業務の効率化、作業工具の管理を容易にできるため、事業計画を変更するものです。続きまして、申請番号3番については報告第51号整理番号8番関連及び議案第129号申請番号5番の関連の案件であります。資材置場を整備する目的で転用許可を受けており、許可どおり資材置場として使用していますが、業務規模の拡大に伴い、露天の資材置場ではない資材用倉庫と従業員用の駐車場、また、技術習得に必要な訓練用の鉄塔を設置するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第127号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。この案件は、報告第51号整理番号7番関連の案件です。去る10月11日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。以上であります。

議 長 申請番号2番、3番について、12番委員。

12番委員 議案第127号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。案内図は12ページです。去る10月11日午前9時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたします。次に、議案第127号申請番号3番の現地調査の報告をいたします。案内図は13ページです。この案件は、報告第51号整理番号8番及び議案第129号申請番号5番関連の案件です。去る10月10日午前9時30分頃より、被設定人及び代理人行政書士、立ち会いの

もと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長           ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長           次に、日程第18、議案第128号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第128号についてご説明いたします。議案書の52ページから53ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号4番については報告第51号整理番号6番の追認を得るための案件であり、この転用については、主に一般住宅敷地(敷地内通路)に使用されております。続きまして、申請番号5番については報告第51号整理番号3番の追認を得るための案件であり、議案第124号申請番号5番関連の案件で、この転用については、主に駐車場、進入路、農作業広場、植栽に使用されております。以上です。

議 長           続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員           議案第128号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。案内図は14ページです。去る10月11日、譲受人とともに現地調査を行いました。調査の項目について、譲受人から説明を受け、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長           続きまして、申請番号2番、3番について、11番委員。

11番委員           議案第128号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。去る10月10日午後3時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政

書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。続きまして、議案第128号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページです。去る10月12日午前9時より、譲渡人、譲受人、両名立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人、譲受人の両名からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議 長            申請番号4番について、15番委員。

15番委員        議案第128号の申請番号4番について報告いたします。先ほどの報告第51号整理番号6番の関連案件です。現地案内図は17ページです。10月10日午前8時より渡人、受人、立ち会いのもと、現地調査と聞き取り調査を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長            申請番号6番について、12番委員。

12番委員        議案第128号申請番号6番の現地調査の報告をいたします。案内図は18ページです。去る10月14日午前9時頃より、譲渡人及び譲受人立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づき、聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地条件、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長            申請番号5番について現地調査員の14番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局           14番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第128号申請番号5番につきまして、所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は5ページです。この案件は報告第51号整理番号3番及び議案第124号申請番号5番関連の案件です。去る10月12日午前9時30分より、譲渡人及び譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人及び譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上、14番委員より連絡がありましたので報告いたし

ます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第129号農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第129号についてご説明いたします。議案書の54ページから56ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、報告第51号整理番号5番の追認を得るための案件及び議案第124号申請番号8番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については、仮設事務所、休憩所、仮設トイレ、駐車場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から8カ月となっております。続きまして、申請番号3番については、仮設事務所、仮設トイレ、駐車場、資材等置場、車両通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から1年間となっております。この転用については、主に資材等置場、車両通路に使用する計画となっております。続きまして、申請番号4番については、土地改良事業の一定地区内にあり、土地改良法による創設非農用地として申請があったもので、土地については、従前地の土地所有者の底地の同意を得ており、換地予定地に農業用施設を設置するものです。続きまして、申請番号5番については報告第51号整理番号8番の追認を得るための案件及び議案第127号申請番号3番関連の案件です。この転用は主に倉庫の一部と訓練場に使用されています。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。1番について8番委員。

8番委員 議案第129号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。申請内容は議案書54ページに記載のとおりで、現地案内図は8ページになります。なおこの案件は、報告第51号整理番号5番及び議案第124号申請番号8番の関連案件となります。去る10月14日午前8時頃より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、及び

一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願  
いします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番、5番について、12番委員。

12番委員 議案第129号申請番号2番の現地調査の報告をいたします。案内図は19ペ  
ージです。去る10月11日午前11時頃より、被設定人及び代理人行政書士立  
ち会いのもと、調査項目に基づき、現地調査を行いました。現地の状況等を調査  
しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆  
様のご審議よろしくお願いします。次に、議案第129号申請番号5番の現地調  
査の結果を報告します。現地案内図は、13ページです。この案件は、報告第5  
1号整理番号8番及び議案第127号申請番号3番関連の案件です。去る10月  
10日午前9時30分頃より、被設定人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現  
地調査を行いました。調査項目に基づき、被設定人及び代理人行政書士から聞き  
取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たし  
ていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、2番委員。

2番委員 議案第129号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。案内図は  
20ページになります。去る10月11日午前11時30分より、被設定人、行  
政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被  
設定人、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況調査をいたしました結果、  
立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよ  
ろしくお願いします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番について、5番委員。

5番委員 議案第129号申請番号4番の現地調査につきましてご報告をいたします。申  
請の内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりで、現地案内図は、  
21ページになります。10月11日午前8時30分から、申請人及び申請人の  
代理人行政書士立ち会いのもと、申請書に基づきまして、現地調査及び兩名から  
の聞き取りを行った結果、立地基準、一般基準を満たしていると判断したことを  
ご報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第130号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを、議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第130号についてご説明いたします。議案書の57ページから58ページになります。申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。すべての案件について、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、10番委員。

10番委員 議案第130号申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は、22ページです。去る10月11日午後3時30分頃より、被設定人、立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、議案130号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は22ページのとおりです。去る10月11日午後3時30分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。立地基準、一般基準、ともに許可基準を満たしているものと判断をさせていただきました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番、4番について、18番委員。

18番委員 議案第130号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。去る10月9日10時30分より、設定人の代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は9ページの であります。当該地は山林に囲まれております。設定人の代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。続きまして、議案第130号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。これも同じく10月9日午前10時30分より、設定人の代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は9ページの あります。設定人の代理人行政書士からの聞き取り、また、現地調査等を調査しました結果、立地基

準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。7番委員

7番委員            議案第130号の申請番号2番についてお尋ねします。2番と1番が、設定人及び被設定人が同様の方々なんですけども、それぞれにこの1地区として経済産業省の枠取りとか、いろんなその系統連携あるいはそういうものは全く別だというとらえ方でいいんですね。手続に妥当性があるのか、加えて、それぞれ発電量がどれくらいなのか教えてください。

議 長            事務局。

事務局            1番と2番が別々なものなのかというお質しについてですが、申請番号1番につきましても、設定人は1名になっておりまして、申請番号2番につきましても設定人が持ち分の関係で2名いる状況で、それぞれ別の案件となっております。続きまして発電量ですけれども、どちらも最大受電電力49.5kwということになってございます。以上です。

議 長            7番委員。

7番委員            了解しました。受電電力は50kw未満ということですね。この位置図にしても、接近はしていますが、土地は離れており、所有者が違うということを含めて、別件取扱いだということでもいいですね。

議 長            事務局。

事務局            はい。

議 長            他に質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 2 1、議案第 1 3 1号現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 1号についてご説明いたします。当日配付議案書の 1 ページから 2 ページになります。申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願です。申請のあった 1 8 筆の農地すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表いたしまして、1 番委員から報告をお願いします。

1 番委員 議案第 1 3 1号現況確認証明願に係る現地調査を行いましたので報告いたします。去る 1 0 月 7 日午後 1 時 3 0 分より、1 2 番委員、1 3 番委員、私と事務局職員と 4 名で現地調査を行いました。申請番号 1 番ですが、現地案内図 2 3 ページ、当該土地につきましては、震災後、農業従事者であった申請者の父が体調悪化のため、不耕作となり、本年 9 月他界しましたが、相続人である申請者は車いすでの生活をなされているため、農業に従事することはできない状況にあります。また、震災後、当該土地は不耕作状況が続きまして、土地は原野化しており、農地として復元できる状況にないと判断し、非農地と判断いたしました。次に、申請番号 2 番、案内図 2 4 ページですが、当該土地につきましては、震災後、農業従事者であった申請者の父が、体調悪化のため不耕作となり、本年 5 月他界しましたが、相続人が申請者は、農業従事者ではございません。また、申請地の内、3 2 番 1 の土地につきましては、雑木が生い茂り、原野化しており、また、傾斜地であり、農機具の搬入も困難な土地であることから、非農地と判断しました。その他の土地につきましては、すべて山林化しており、農機具の搬入も困難であると思うことから、非農地と判断いたしました。申請番号 3 番、案内図 2 5 ページですが、当該土地につきましては、約 3 5 年ほど放置されている状況で、3 番 1 と 3 番 3 の土地につきましては、原野化されており、面積が小さく農機具の搬入も困難な状況にあります。また、5 番 1 と 7 番の土地につきましては、山林化しており、いずれも農地として復元することできる状況にはないと判断し、非農地と判断いたしました。次に、申請番号 4 番案内図 2 6 ページですが、当該土地につきましては、約 3 0 年ほど放置されている状況で、山林化している状況です。現況は、雑木は伐採されておりますが、抜根されておらず、農地として復元できる状況にはないという状況でありますので、非農地と判断いたしました。最後に、申請番号 5 番、案内図 2 7 ページですが、当該土地につきましては、5 0 年以上放置されている状況で、山林化しております。また、申請者は横浜在住であり、

農地として利用できる状況になく、農地としての復元も困難といわざるを得ない状況にありましたことから、非農地と判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長           ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           以上で本日本日予定いたし予定いたしました報告6件、並びに議案13件、合わせて19件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の10月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会   午後2時45分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年10月15日

議事録署名人(10番・コンノ ヨシキ)

議事録署名人(11番・サトウ ヒロシ)

議事録署名人(12番・エンドウ ヒデアキ)